

令和 7 年度（2025 年度）
宮崎大学入学料免除・徴収猶予、授業料免除（後期）申請のしおり
【大学院生・留学生】

入学料免除・徴収猶予、授業料免除の申請をする方は、この「しおり」を熟読のうえ、指定された期限内に手続きを行ってください。期限を過ぎての申し出は、いかなる理由があっても受付できません。

I. 申請手順

◎新入生（2025 年 10 月入学者（編入者含む。））

1. 申請資格の確認、申請書類等のダウンロード、書類の準備



2. 申請書類の提出（受付期間：入学手続期間 提出方法：郵送による※）

※入学手続きの際に、他の入学手続き書類と一緒に「令和 7 年度後期入学料免除及び徴収猶予・授業料免除申請書」を提出（郵送）してください。

※他の申請書類は入学後に提出することとなります。



3. 申請書類提出：以下の日時のうち都合のよい時間に、必要書類を準備の上、お越しください。

申請書類提出日：

令和 7 年 9 月 29 日（月）～10 月 3 日（金） 8:30～17:00（1 人あたり所要時間：5～10 分）

提出場所：学び・学生支援機構学生支援課（木花キャンパス 330 記念交流会館内 2 番窓口）

※指定された提出日に来られない場合は、事前に学生支援課経済支援係へご相談ください。



◎在学生（2025 年 4 月入学者を含む。）

1. 申請資格の確認、申請書類等のダウンロード、書類の準備



2. 申請日時の予約：在学生の授業料免除は**完全予約制**です。予約なしの申請は一切受けません。

予約受付期間：令和 7 年 8 月 4 日（月）～令和 7 年 8 月 29 日（金）

以下の予約申請フォームからログインし、予約申請してください。

<https://reserve.of.miyazaki-u.ac.jp/reserve/jump/223>

3. 申請書類を提出：

申請書類と学生証を持参のうえ、次の申請日のうち、事前予約した日時に会場へお越しください。

申請日：授業料免除申請は、完全予約制です。 予約期間内に、あらかじめ申請日時を予約してください。	
令和 7 年 9 月 4 日（木）	申請会場：330 コンベンションホール 申請時間：10：00～16：00 ※12：00～13：00 は除く
令和 7 年 9 月 5 日（金）	
令和 7 年 9 月 8 日（月）	
令和 7 年 9 月 11 日（木）	
令和 7 年 9 月 12 日（金）	

※やむを得ない事情により申請受付期間中に免除申請に来られない場合は、学生支援課 2 番窓口まで**事前（8 月 18 日（月）まで）**にご相談ください

Ⅱ. 免除（徴収猶予）

制度、申請資格、選考スケジュールについて

1. 入学料免除及び入学料徴収猶予の制度および申請資格について

（1）入学料免除

次の申請資格者を対象とし、学生本人の申請に基づき選考のうえ、令和7年度（2025年度）入学料の全額又は半額を免除するものです。（ただし、全額免除は入学者数によっては実施されません。）

申請資格

【大学院入学生】次のいずれかに該当する者

- ① 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合。
- ② 入学前1年以内（令和6年10月から申請時までの間）において、本人の学資を主として負担している者（以下、「学資負担者」という。）が死亡又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納付が著しく困難な場合。

（2）入学料徴収猶予

次の申請資格者を対象として、本人の申請に基づき選考のうえ、令和7年度（2025年度）入学料の徴収を令和8年2月末まで猶予するものです。

申請資格

次のいずれかに該当する者

- ① 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合。
- ② 入学前1年以内（令和6年10月から申請時までの間）において、学資負担者が死亡又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納付が著しく困難な場合。

2. 授業料免除の制度および申請資格について

（1）一般枠

次の申請資格者を対象として、学生本人の申請に基づき、令和7年度（2025年度）後期の授業料の全額又は一部（20万円又は10万円）を免除するものです。

申請資格

次のいずれかに該当する者

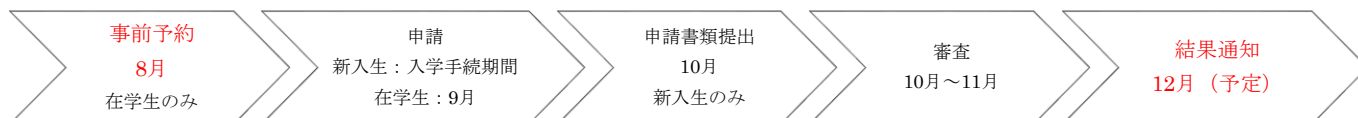
【大学院生・留学生】※留学生は学部留学生（2020年以前入学生に限る）も含む。

- ① 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合。
- ② 授業料の納期前6ヶ月（新入生は入学前1年）以内において、学資負担者が死亡又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難な場合。

・ 病気休学や留学等の理由以外で在籍期間が修業年限を超えている方や留年中の方は申請できません。
・ 免除申請に係る当該期の基準日（前期：4月1日 後期：10月1日）から免除の結果が出るまでの間に休学する者又は学期途中で復学する者は申請できません。申請後に休学することが決まった場合は、申請辞退となりますので、必ず学生支援課へお知らせください。



3. 選考スケジュールについて（入学料免除・徴収猶予、後期授業料免除）



※結果通知時期は変更になる可能性があります。

※免除等の申請者は、結果通知があるまで入学料や授業料を納付しないでください。授業料の口座振替（引き落とし）は結果通知まで猶予されます。

Ⅲ. 選考基準

入学科免除・徴収猶予、授業料免除は、学力（学力基準は以下参照）と家計（家計基準は次頁参照）により選考します。

※令和7年10月1日現在、病気休学や留学等の理由以外で在籍期間が修業年限（標準修業年限）を超えた者や留年中の者は、選考の対象外です。

●学力基準

大学院	修士	1 年次生	学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められた方。
		2 年次生以上	前年度までの成績評価（注1）が75%（70%）以上の方。
	博士	全年次	指導教員の推薦がある方（申請書に指導教員の所見がある方）。

（ ）の数値は、母子父子世帯、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく特別な事情にある方の学業成績を示す。

注1. 成績評価の計算方法

成績評価 =
$$\frac{\text{秀} + \text{優} + \text{良} \quad (\text{科目数})}{\text{秀} + \text{優} + \text{良} + \text{可} \quad (\text{総修得科目数})} \times 100 \quad (\%)$$

●家計基準

世帯全員の前年1年間（退職・転職等により変動がある場合は、現在の所得状況による）の世帯収入により判定します。世帯収入とは、生計を一にする世帯全員の収入金額であり、**原則、同居や就学者は同一生計です**。別居していても生活費全般を父母等が工面している場合も同一生計となります。

【同一生計の例】

- ・別居しているが**生活費全般を父母等が工面している**祖父母・就学者以外の兄弟。
- ・収入があり生活費等は父母等と完全に別であるが**同居している**祖父母・就学者以外の兄弟。

【入学科免除・授業料免除の世帯収入上限額の目安】

※入学科：半額免除、授業料：10 万円免除の場合の目安です（万円）

		給与所得 (源泉徴収票の支払金額)		給与所得以外 (確定申告書の所得額)	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
修士課程・ 専門職学位課程	2 人世帯	542	605	318	362
	3 人世帯	605	664	362	406
	4 人世帯	678	722	420	464
博士課程	2 人世帯	690	734	432	476
	3 人世帯	753	797	495	539
	4 人世帯	821	865	563	607

※想定している世帯構成は以下のとおりです。各世帯における子供の就学状況やその他の事情によって金額は異なってきます。

2 人世帯：本人・父（学資負担者） 3 人世帯：本人・父（学資負担者）・母（無職無収入）

4 人世帯：本人・父（学資負担者）・母（無職無収入）・公立高校の弟妹

※世帯収入が収入上限額以下の場合でも、申請者数が多数にのぼり、予算額を超える場合には、免除にならない場合があります。

IV－１．提出書類及び記載要項

1. 入学科免除・徴収猶予

必要書類	備 考
入学科免除及び徴収猶予申請書 (様式(入申))	入学科免除と入学科徴収猶予を両方申請することも可能です。
2. 授業料免除 (1) 一般枠 の書類全て	入学科免除・徴収猶予のみを申請する場合は、授業料免除申請書は不要。ただし、家庭調書①・②は提出

2. 授業料免除

申請枠毎に必要な書類、各書類の詳細な説明を記載しておりますので、熟読のうえ、提出書類を取りそろえ、提出してください。

(1) 一般枠

- ・申請区分毎の必要書類（申請区分欄に●印があるもの）を提出してください。

① 大学院生のうち、②にも③にも該当しない者

② 私費外国人留学生 ※学部生は2020年以前入学生に限る

③ 独立生計者（大学院生のうち、独立生計者の要件を満たす者。）

- ・就労状況一覧の記入例に必要な書類の例を記載していますので、参考にしてください。

- ・必要書類欄に「様式○」と指定されている書類については、必ず本学の様式を使用してください。

※令和7年度前期の授業料免除許可者（一般枠のみ）のうち、一定の条件を満たす者については、申請を簡略化（提出書類の一部を省略）することができます。詳しくは、「IV-2簡易申請」をご覧ください。

① 大学 院生	② 留 学 生	③ 独 立 生 計	必要書類	備 考
●	●	●	申請書類確認票 (A票・B票)	・申請書類提出前に、この確認票で必要書類が全て揃っているか確認すること。 ・A票（大学控）とB票（本人控）の両方を提出すること。
●	●	●	授業料免除申請書 (様式(授申)) (家庭調書①・②を含む)	・記入例参照 ・申請受付後に変更がある場合は、必ず申し出ること。 ・ 入学科免除・徴収猶予のみを申請する場合は、申請書の提出は不要。ただし、家庭調書①・②は提出
●	※	●	就労状況一覧 (様式(就))	・記入例参照 ・すべての箇所を家族に確認のうえ、本人が記入 ・申請受付後に変更がある場合は、必ず申し出ること。 ※留学生については、配偶者や同居している親族がいる場合に提出
●	●	●	所得課税証明書（原本） ※乳幼児、就学者を除く家族全員分で、 <u>所得が無い場合も必要</u> ※市区町村役場で発行	・2024年分（令和6年1月～令和6年12月）→現時点で取得できる 最新のもの ・ 所得額・課税額ともに記載されているもので、世帯全員が一覧で表示されているものではなく、個人ごとに発行したものを提出 ・乳幼児、就学者を除く 家族全員分 ・申請者本人は就学者のため不要（ 留学生・独立生計者は本人分も必要 ） ・所得課税証明書の発行ができない場合に限り、非課税証明書の提出可 ・申請前3ヶ月以内に発行したものを提出
●	●	●	アルバイト収入状況証明・申立書（本人分） (様式1)	・2024年分（令和6年1月～令和6年12月） ・源泉徴収票がある場合は写しを貼付 ・アルバイトをしていない場合は理由を記入 ・大学院生のTA・RAもアルバイトに含める
●	●	●	奨学金受給申立書 (様式2)	・2024年度分（令和6年4月～令和7年3月）

① 大学 院生	② 留 学 生	③ 独 立 生 計	必要書類	備 考
●	●	●	住民票（原本） ※マイナンバーが記載されていないもの	・ 本人を含む家族全員分（「続柄」「筆頭者」を省略しないこと） ・ 私費外国人留学生についても住民票を提出（「在留資格」を省略しないこと） ・ 申請前3ヶ月以内に発行したものを提出 ※ホッチキスで留めてある住民票は外さないで提出 ※マイナンバーが記載されていた場合は再提出 ※住民票をとるときは「世帯全員分」を選んで発行すること。 ※同一生計者以外の人物が記載されている場合、事情を確認の上、「申立書」等の書類提出が必要となることもあります。
●	※	※	家族の収入に関する書類	乳幼児や就学者以外の家族が該当する書類全てを提出すること。 ※留学生・独立生計者については、配偶者や同居している親族がいる場合に提出
●	※	※	控除に関する書類	同一生計内に該当者がいる場合に書類を提出すること。 ※留学生・独立生計者については、配偶者や同居している親族がいる場合に提出
-	●	●	家計状況報告書 (様式13)	令和7年10月以降の家計状況を記入すること。
-	-	●	独立生計者が提出する書類	・ 同一生計家族全員の健康保険証の写 ※マイナ保険証の方は、マイナポータルから健康保険証情報が確認できる画面を印刷したもの（【確認方法】https://img.myna.go.jp/manual/03-01/0169.html） ・ 本人の収入に関する書類（家族の収入に関する書類で本人に該当するもの全てを提出すること） ・ 学術振興会特別研究員採用決定通知書等の写と源泉徴収票 ・ 研究遂行経費に関する調書の写

☆世帯の考え方・・・同居・別居を問わず、申請者と生計を一にする方は世帯員となります。生計を一にせず、独立の生計を営む兄弟姉妹及び祖父母でも、同居の場合は同一家計の世帯員とします。

☆家族の収入に関する書類

乳幼児、就学者以外の同一生計の家族の収入に関する書類を全員分提出してください。複数該当する場合は、すべて提出してください。

- ・ 「対象者」欄を確認し、自分の家族がどれに該当するかをチェックして、必要書類を確認してください。
- ・ 就労状況一覧の記入例に必要な書類の例を記載していますので、参考にしてください。

必要書類欄について： ●印：該当者は必ず提出、○印：該当者はいずれかを提出。

対象者	必要書類	発行所等	所定 様式	備 考
給与収入のある方 ※会社員・パート・アルバイト・専従者等	a. 2024 年中に給与収入のあった方 ●源泉徴収票（原本又は写） ※複数の給与収入がある（あった）方（一時的なアルバイト等含む）は、全ての源泉徴収票を提出すること。	勤務先		・2024 年分（令和 6 年 1 月～令和 6 年 12 月） ・令和 7 年 1 月以降に退職した場合、（既に発行されていれば）令和 7 年分の源泉徴収票も提出 ・パート等で、源泉徴収票が発行されていない場合は、<u>勤務先等の様式による給与支払証明書</u>を提出 ・確定申告をしている場合は、確定申告書の写も提出
	b. 令和 6 年 1 月 2 日以降に就職した方	勤務先	様式 3	・勤務先に様式 3 を提出し、見込みで証明してもらう
	c. 令和 6 年 1 月 2 日以降に転職した方	勤務先	様式 3 様式 4	・現在の勤務先に様式 3 を提出し、見込みで証明してもらう ・退職及び退職金支給証明書（様式 4）は、令和 7 年 4 月 1 日以降（新入生は令和 6 年 10 月 1 日以降）に退職や退職金の支払いがあった場合に提出すること。
	d. 令和 6 年 1 月以降に退職又は退職予定の方	勤務先	様式 4	・退職した勤務先に様式 4 を提出し、証明してもらう ・退職予定の場合は、必ず退職後に証明をもらう ・令和 7 年 4 月 1 日以降（新入生は令和 6 年 10 月 1 日以降）に退職や退職金の支払いがあった場合に提出。 ・令和 7 年 1 月以降に退職した場合、（既に発行されていれば）令和 7 年分の源泉徴収票も提出
	e. 令和 7 年 10 月 1 日現在休職中の方	勤務先 全国健康保険協会	様式 5	・勤務先に様式 5 を提出し、見込みで証明してもらう ・休職中に傷病手当金や育休手当金を受給されている方は、金額のわかる通知書等の写しを提出
	f. 令和 6 年 1 月以降休職したことがある方	勤務先	様式 3	・休職中、給与がない又は給与が減額されていた方 ・復職後、休職前と勤務形態に変更がある方
g. 年金・恩給受給者	○年金振込通知書の写 ○年金決定（改定）通知書の写 発行日が最新のもの ※上記書類を準備できない場合 「年金の源泉徴収票の写」も提出可	日本年金機構等 年金事務所等		・複数受給している場合は、すべての写しを提出（個人年金、企業年金、障害者年金、遺族年金等も提出） ・令和 7 年 1 月以降、新規で受給し始めた場合は、年額がわかるものを提出（年金証書等の写） ・受給者の氏名が分かる部分もコピーすること※基礎年金番号が記載されている場合はマスキングを施した写

h. 雇用保険受給者 (失業保険受給申請者)	●雇用保険受給資格者証 の写	職業安定所 (ハローワーク)		・表裏ともコピー (印字されているページは全てコピーして提出すること)
i. 生活扶助費受給者 (生活保護世帯)	●生活保護支給証明書	市町村役場 社会福祉課 社会福祉事務所	様式 6	・2024 年分 (令和 6 年 1 月～令和 6 年 12 月) の証明をもらう ・様式 6 が提出できない場合は、生活保護決定通知書の写及び通帳の写を提出 ・令和 7 年 1 月以降に受給が始まった場合は、最近 3 ヶ月分の書類も必要
j. 給与以外の所得 ・事業所得 (営業等、農業など) ・不動産所得 ・利子所得 ・配当所得 ・雑所得等 がある方	●確定申告書 (第 1 表・第 2 表) の写 ●収支内訳書または青色申告決算書の写 ●配当金明細書、特定口座年間取引報告書の写 ※確定申告を行っていない場合は、令和 6 年度市県民税申告書 (表・裏) の写	税務署または 市区町村役場等		・2024 年分 (令和 6 年 1 月～令和 6 年 12 月) ・申告時に収支内訳書を作成する必要が無い場合、収支内訳書の提出は不要 ・市県民税申告書の場合は、必ず裏面の写を添付
k. 上記 (j) の事業所得等のある方のうち令和 6 年 1 月以降に新規に所得を得ることとなった方 又は、令和 6 年 1 月以降に休業期間がある方	●年間所得見込についての申立書 (様式不問・HP に記入例あり)		※HP に記入例あり	・任意の様式に次のア～ウのうち該当するものについてそれぞれの必要事項を記載し、署名捺印したものを提出してください。 ア. 商工業所得 営業種目、従事者、売上高、必要経費、所得額、事業開始時期 イ. 農林漁業所得者 作付面積・作物種類等、収入金額、必要経費、所得額、事業開始時期 ウ. その他の所得者又は雑所得者 種類 (業種)、収入金額、必要経費、所得額、事業開始時期 ※売上高・収入金額、必要経費及び所得額は、1 年間の見込み額を算定
l. 一時所得や譲渡所得のあった方 (令和 7 年 4 月以降 (新入生は令和 6 年 10 月以降))	●契約時の領収書等の写 ●確定申告書第一表～第三表の写 ●確定申告付表兼計算明細書の写	税務署等		例: 土地売却、株式譲渡、保険の解約一時金、同一生計の家族死亡による生命保険等 ・所得金額及び所得を得た年月日を証明する書類を提出
m. 無職の方 (18 歳以上 65 歳未満の方)	●無職申立書		様式 7	・就学者、被扶養者となっている配偶者は提出不要。但し、被扶養者で令和 6 年 1 月以降に無職になった方は提出 ・被扶養者で、扶養者である夫 (妻) が無職になった方は必要 ・アルバイトやパート等で収入がある場合は無職者には該当しない ・退職後、無職である方 (無職だが年金収入がある場合も提出が必要)

☆控除に関する書類

同一生計内の家族の方で該当する方がいる場合、書類を提出してください。複数該当する場合はすべて提出してください。

必要書類欄について： ●印：該当者は必ず提出、○印：該当者はいずれかを提出。

対象者	必要書類	発行所等	所定 様式	備考
就学者のいる世帯 (高校以上)	●在学確認及び授業料免除状況証明書 ※必ず様式 8 を使用してください。学校独自の在学証明書は認められません。	在学学校等	様式 8	・就学者とは、次の①、②に在学している方のみ該当 ① 小、中、高、高専、大学（大学院、専攻科、別科を含む。放送大学については、全科履修生、特科生に限る。）、盲・ろう・養護学校 ② 専修学校（高等課程、専門課程） ※専修学校の一般課程及び各種学校（予備校、高校補習科、職業訓練開発校など）に在学している方は就学者には該当しないので、授業料免除申請書の「就学者を除く家族」欄に記入（所得課税証明書、無職申立書が必要） ※就学者かどうか判断がつかない場合は、学生支援課に相談すること
母子・父子世帯	●母子・父子世帯申立書 ＋児童扶養手当をもらっている場合 →児童扶養手当受給関係通知書の写 ＋遺族年金を受給している場合→遺族年金振込通知書等の写		様式 9	・次のア～カに該当する世帯が控除の対象 ア. 母又は父と 18 歳未満の子女の世帯 イ. 母又は父と 18 歳未満の子女及び 60 歳以上で経済力のない祖父母の世帯 ウ. 18 歳未満の子女の世帯 エ. 祖父母と 18 歳未満の子女の世帯 オ. 配偶者のいない兄弟と 18 歳未満の子女の世帯 カ. 配偶者のいない兄弟と 18 歳未満の子女及び経済力のない祖父母の世帯 ※経済力のないとは、所得の年額が 50 万円以下の方 ※18 歳以上の就学者及び長期療養、心身障害等のため経済力のない方は 18 歳未満として扱う ・基礎年金番号が記載されている場合はマスキングを施した写
障害者、介護認定 4 以上等の方がいる世帯	○障害者手帳等の写 ○介護保険被保険者証の写 （＋障害者年金を受給している場合 →障害者年金振込通知書等の写）	市区町村役場等		・次に該当する方は、障害者手帳等を提出 ア. 身体障害者手帳のある方又はこれに準じる方 イ. 公害疾病の認定を受けた方で、かつ当該公害により身体上の障害のある方 ウ. 原子爆弾による被爆者で身体の機能に障害があり、健康管理手帳を有している方 エ. 心神喪失の状況にある方、若しくは知的障害者と判定された方 オ. 常に就床を要し、複雑な看護を要する方 ・基礎年金番号が記載されている場合はマスキングを施した写

長期療養者がいる世帯（申請時6ヶ月以上の療養中又は療養見込み）	●長期療養証明書	医師等 市区町村役場等	様式 10	・控除の対象となる支出費目は次の通り ア. 医師に対して支払う療養費又は治療費 イ. 病院、診療所へ入院するために支出する費用（入院患者の食費等を除く） ウ. あんま師、はり師、きゅう師、整復師などの治療を受けるために支出する費用 エ. 看護人に対して支払う費用（看護人に対する賄い費を含む） オ. 治療又は療養のために支出する医薬品費 カ. 介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額
令和7年10月1日現在、学資負担者が別居している世帯	●学資負担者別居に伴う支払申立書 ●光熱水費等の支払を証明する書類（領収書、口座振替にしている方は口座通帳の写等）	市区町村役場等	様式 11	・控除の対象となる期間は令和6年10月～令和7年9月の1年分 ・請求書ではなく、必ず領収書を提出すること（直近3ヶ月分）。 ・口座振替にしている方は口座通帳の写、給料天引の場合は家賃・光熱費が記入された給与明細等の写を提出 ・赴任先に住民票を写していない場合は、住所の分かる書類も併せて提出すること。 ※証明のある金額のみ控除されます
風水害・火災等の被害を受けた世帯 （在学生は令和7年4月以降、新入生については令和6年10月以降）	●被害状況申立書 ●被災（罹災）証明書（原本） ●家屋等の賃貸契約書・各種契約書 ●家屋等の補修見積書等 ●保険金支払証明書・明細書 ●家屋課税台帳登録証明書 ●確定申告「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」	市区町村役場	様式 12	・火災、風水害、地震等の災害により被害を受けたために、支出が増大もしくは収入が減少し、将来、長期（2年以上）にわたり著しく経済的に困窮におかれていると認められる場合のみ適用
学資負担者が死亡した世帯 （在学生は令和7年4月以降、新入生については令和6年10月以降）	●死亡の確認できる書類（死亡診断書等の写） ●退職金支払証明書 ●生命保険支払証明書（または払込証明書） ●遺族年金等の年金交付通知書	医師等 勤務先 保険会社等 年金事務所等		・生命保険金についての支払がない場合は、その旨の証明又は申立書を提出（様式不問） ・基礎年金番号が記載されている場合はマスキングを施した写

★独立生計者の認定基準について

大学院に在学する者のうち、次のア～エのすべての項目に該当する者を独立生計者として認定します。

ア. 所得税法上、父母等の扶養親族でない方 ※父母等の源泉徴収票等を後日提出する必要があります。

イ. 父母等と別居し住民票が別になっている方

ウ. 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）に収入※があり、その収入について所得申告がなされ所得課税証明書が発行される方 ※103万円以上が目安

エ. 本人（又は配偶者）が健康保険料を支払っている方

※学部学生については、私費留学生以外は原則独立生計として認定しません。

※親族から経済的支援を受けている者は独立生計として認定しません。

（２）災害特別枠

一般枠との併願を希望される場合は、（１）一般枠と（２）特別枠 双方の書類を提出してください。
重複する書類は１部ご提出いただければ結構です。

必要書類	備 考
申請書類確認票 （A 票・B 票）	・申請書類提出前に、この確認票で必要書類が全て揃っているか確認すること。 ・A 票（大学控）と B 票（本人控）の両方を提出すること。
申請資格確認票兼新制度対象外申立書 （様式（資格））	・日本人学部学生のみ提出。 ・記入漏れがないよう注意すること。 ・この書類に不備がある場合は、申請受付できません。
授業料免除申請書（様式（授申）） （家庭調書①・②を含む）	・記入例参照
被災（罹災）証明書	・市役所等で発行。コピー可

※詳細については「災害特別枠」HP 上で確認をお願いします。

IV－２． 簡易申請

１．簡易申請の条件（①～⑥）を満たす者について、後期授業料免除において、申請を簡略化（申請書類の省略）して行うことができます。簡易申請を希望する方は、以下の提出書類を予約した日時に提出してください。簡易申請の場合も、事前の予約は必要となりますので、ご注意ください。

１．簡易申請の条件 ※①～⑥のうち一つでも該当しない場合、簡易申請はできません。

※私費留学生については簡易申請はできません。

※前期の申請の際の申告漏れが発覚した場合、簡易申請はできません。

- ① **令和 7 年度**前期に **一般枠で**授業料免除申請を行い、授業料の免除（免除額は問わない）を許可された者
- ② **前期申請時（４月１日時点）と１０月１日現在で申請内容（家計状況、家族状況、就学状況等）に変更がない**

※注 以下のような場合は簡易申請できません。

（例）○１月２日以降、同一生計の家族の収入に変更がある場合

- ・同一生計の家族が１月２日以降、転職（または就職、退職、休職）した
- ・１月２日以降、同一生計家族の年金受給額に大きな変動があった（新たに年金を受給しはじめた 等）

○１月２日以降、同一生計の家族数に変更がある場合

- ・社会人である兄弟等が家族と別居して独立した
- ・同一生計であった祖父が亡くなった
- ・学資負担者が離婚した

○１月２日以降、同一生計の家族の就学状況等に変更がある場合

- ・大学生だった兄弟等が９月に大学を卒業（退学）した

- ③ 同一生計の家族が、**令和 7 年 4 月 1 日以降**（新入生の場合は、令和 6 年 10 月 1 日以降）に臨時所得（退職金、保険金、資産譲渡所得等）を得ていない
- ④ 留年者、修業年限超過者でない
- ⑤ 年度途中で修了（卒業）、休学、退学の予定がない
- ⑥ 前期から在籍課程に変更（９月修士修了で 10 月から博士等）がない

2. 簡易申請の提出書類

必要書類	備 考
申請書類確認票 (A 票・B 票)	- 申請書類提出前に、この確認票で必要書類が全て揃っているか確認すること。 - A 票 (大学控) と B 票 (本人控) の両方を提出すること。
簡易申請に係る申告書 (様式(授申・簡))	- 簡易申請の条件①～⑥に該当するか否か、☒をつけてください。 1 つでも該当しない場合、簡易申請を行うことはできません。
授業料免除申請書 (様式(授申)) (家庭調書①・②を含む)	記入例参照
就労状況一覧 (様式(就))	- 記入例参照 - すべての箇所を家族に確認のうえ、本人が記入
所得課税証明書 (原本) ※乳幼児、就学者を除く 家族全員分 で、 所得が無い場合も必要 ※市区町村役場で発行	2024年分 (令和6年1月～令和6年12月) →現時点で取得できる最新のもの 所得額・課税額ともに記載されているもので、世帯全員が一覧で表示されているものではなく、個人ごとに発行したものを提出 - 乳幼児、就学者を除く家族全員分 - 申請者本人は就学者のため不要 (独立生計者は本人分も必要) - 所得課税証明書の発行ができない場合に限り、非課税証明書の提出可 - 申請前3ヶ月以内に発行したものを提出
長期療養中であることを証明する書類 ※該当者のみ	<u>前期に長期療養証明を提出した方で</u>、10月1日現在も継続して長期療養中の家族 (同一生計内) がいる方のみ。 - 提出書類例) 直近の診療費の領収書 等
学資負担者別居中 (単身赴任中) であることを証明する書類 ※該当者のみ	<u>前期に学資負担者別居に伴う支払申立書を提出した方で</u>、10月1日現在も継続して学資負担者が単身赴任中の方のみ。 - 提出書類例) 学資負担者の赴任先の住民票、住所氏名記載のある光熱水費の領収書等

【注意事項】

※簡易申請を行った場合でも、前期と後期の結果が同一になるとは限りません。

※申請時に簡易申請が認められないと判断された場合は、通常の申請書類を担当者が指示する期日までに提出してください。(指定の期日までに書類が提出できない場合は、申請を辞退していただきます。)

※申請書類に故意に事実と相違した内容が記入してある場合は、許可された免除を取り消します。また、次期の免除申請も認めませんので、書類は正確に記入してください。

V. 選考結果通知

選考結果は**令和7年12月(予定)**に、学生本人には申請時(面談日)に付した受付番号で掲示、学資負担者には郵送で通知します(選考結果通知の詳細時期は、改めて、HP等でお知らせします)。なお、掲示は木花キャンパス学生食堂前掲示板等で行います。申請受付時に申請書類確認票のB票(本人控え)に受付番号を貼付しますので、結果発表時まで大切に保管してください。

VI. 入学料・授業料の納入

(**入学料**) 一部免除又は不許可となった方は、結果通知から14日以内に所定の額を納入しなければなりません。入学料の徴収猶予を申請し、徴収猶予が許可された場合の入学料納付期限は **3月13日です**。

(**授業料**) 一部免除又は不許可となった方は、速やかに所定の期日(原則、結果通知から30日以内)までに所定の額を納入しなければなりません。

※結果通知があるまで、授業料の口座振替(引き落とし)は猶予されます。

授業料の金額等については**宮崎大学のホームページ**に記載がありますのでご確認ください。

<https://www.miyazaki-u.ac.jp/manabi-jim/campus-life-info/school-and-admissionfee/post-24.html>



重要！！

授業料免除申請者は、免除結果の通知があるまで授業料は納入しないでください。

(口座振替の手続を済まされている方については、口座からの引き落としを猶予します。)

ただし、申請後辞退をすることになった方は直ちに所定の額を納入しなければなりません。辞退される方は学び・学生支援機構学生支援課経済支援係において必ず説明を受けてください。

Ⅶ. 入学料免除・徴収猶予・授業料免除に関する問い合わせ先

宮崎大学 学び・学生支援機構 学生支援課 経済支援係

住所 〒 8 8 9 - 2 1 9 2 宮崎市学園木花台西 1 - 1

TEL 0 9 8 5 - 5 8 - 7 9 7 6、7 1 4 0、7 8 8 2

FAX 0 9 8 5 - 5 8 - 7 9 7 4

MAIL keizaishien@of.miyazaki-u.ac.jp

問い合わせ時間 平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

※申請受付後の問い合わせには、学部・学年・氏名・学籍番号を申し出てください。

免除等申請に関する注意事項 ※予約・申請前に必ず読んでください。

★事前予約について

- ・ 在学生については、必ず申請者本人が事前予約してください。事前予約がない場合、いかなる理由があっても申請は受付できません。
- ・ やむを得ない事情で予約期間中に予約が不可能な方は、必ず事前（8月18日まで）に学生支援課に相談のうえ、申請日時を確定させてください。
(やむを得ない事情に「アルバイト」、「自動車学校」等は含まれません。)

★申請書類提出について

- ・ 事前予約した申請日時を厳守してください。やむを得ない事情で申請日時を変更したい場合は、必ず事前にご相談ください。当日に事前連絡無しで会場に来られなかった場合、後日来られても申請書類は受理できません。
- ・ 申請手続きは、申請者が行うものです。**学資負担者（主として学資を負担する方）が自筆で記入する箇所以外は、申請者自身で記入してください。**
※自筆の場合、黒又は青のボールペンを使用してください。鉛筆、フリクションボールペン（消えるボールペン）を使って記入された書類は受付できません。
なお、押印については従来とおりとなっていますので、押印が必要な書類は必ず押印をお願いします。
- ・ 申請書類は、今期の入学料免除・徴収猶予・授業料免除の判定にのみ使用し、他の目的で使用することはありません。また、**一度提出された申請書類は返却しません（一時的に返却することもあります）。**申請書類を提出する前に、全てコピーを取って保管しておいてください。
- ・ 申請日当日は、記入済みの申請書類を必ず申請者本人が持参してください。
※本人が持参できない特別な理由がある場合は、必ず学生支援課へ事前連絡をお願いします。
※書類不備による追加提出分を含め、事前連絡なしに本人以外の者が申請書類を提出しても受理できませんのでご注意ください。

- ・ 申請書に記載されている内容については、申請当日にお尋ねしますので答えられるようにしておいてください。
- ・ **申請書類に不備が多い場合は、審査の対象外となることがあります。**
- ・ **申請後にこちらから追加書類をお願いした場合、指定した期間内に必ず提出してください。**
事前連絡なく書類を提出しなかった場合、申請を辞退していただくこととなりますのでご注意ください。やむを得ない事情で提出が困難な場合、必ず事前に学生支援課へご相談ください。

★よくある質問

Q. 就労状況一覧には無職の家族も記載する必要がありますか？

A. 記載する必要があります。原則所得課税証明書の提出が必要な家族が該当します。

Q. 所得課税証明書は家族全員分が必要ですか？

A. 乳幼児、就学者を除く家族全員分が必要です。なお、浪人生は就学者に該当しませんので所得課税証明書が必要です。

Q. 申請者本人も就学者に該当しますか？

A. 該当します。ただし、申請者本人が留学生・独立生計者の場合、所得課税証明書の提出が必要となります。

Q. 所得課税証明書は世帯全体が一覧表示されているものでも問題ないですか？

A. 世帯全員が一覧表示されるものでは、受付できません。個人毎に提出する必要があります。

Q. アルバイト収入状況証明・申立書についてですが、源泉徴収票の代わりに給与明細票でも問題ないでしょうか。

A. 「源泉徴収票の写し」の貼付をお願いします。なお、源泉徴収票を貼付する場合、各月のアルバイト収入額等の金額を記載する必要はありません。

Q. 住民票に「続柄」と「世帯主」が記載されていませんが、問題ないでしょうか。

A. 「続柄」と「世帯主」の記載は必要です。なお、自治体によっては、申し出がない場合記載されていない状態で住民票が発行されますので、ご注意ください。

Q. 住民票に同一生計者以外の人物が記載されていますが、問題ないでしょうか。

A. 面談時に事情を確認します。場合によっては申立書等の書類提出が必要となる場合があります。

Q. 年金を受給している証明書は「源泉徴収票」でも問題ないでしょうか。

A. 「年金振込通知書」・「年金決定（改定）通知書」のいずれか最新のものの提出をお願いします。ただし、上記書類が準備できない場合は「源泉徴収票」で問題ありません。

Q. 「在学確認及び授業料免除状況証明書（様式8）」を提出できない場合、代わりに「在学証明書」を提出しても問題ないでしょうか。

A. 授業料免除状況を確認する必要がありますので、必ず「在学確認及び授業料免除状況証明書（様式8）」に従い、提出をお願いします。

Q. 入学料免除及び授業料免除を両方申請する場合、家庭調書は2部提出する必要がありますでしょうか。

A. 家庭調書は1部の提出で問題ありません。

- ★ 申請しても免除になるとは限りません。
- ★ 申請の有無にかかわらず、授業料納入の準備は事前に十分に行っておいてください。
- ★ 家計困窮度の高いご家庭が多くなった場合や、該当年度の予算額等の違いにより、免除結果が前回と異なる場合がありますので、ご了承ください。
- ★ 令和 8 年度（2026 年度）の授業料免除の案内は、2025 年 12 月下旬頃を予定しています。申請希望者は、学び・学生支援機構ホームページ等の案内を見落とさないよう、ご注意ください。